



島根県報

平成25年10月25日（金）

号外 第 157 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置	2
行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	11
定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	14
包括外部監査の結果に基づき講じた措置	22

島根県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県知事及び島根県教育委員会委員長から平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月25日

島根県監査委員	藤 間 恵 一
同	平 谷 昭
同	法 正 良 一
同	後 藤 勇

平成24年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項・意見について

1 包括外部監査の特定事件

出資法人等に関する財務事務について

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

平成24年度 包括外部監査結果報告書「指摘事項及び意見」に係る処理方針等

指摘事項及び意見	処理方針・措置状況
<p>I. 出資等法人の資金の活用可能性について</p> <p>1 出資等法人の預金運用に関する県の監督について〈指摘事項〉</p> <p>県は、出資等法人のペイオフ対策については、平成14年に対策を指導した以降は特段の指導を行っておらず、当該団体の自主判断に任せ、ペイオフ対策の明文化である「ペイオフ規定」の策定やペイオフ対策の実施については特に指導していなかった。</p> <p>しかし、中小の金融機関の経営環境が依然磐石ではない一方、出資等法人の中には、ペイオフは既に過去の遺物として忘れ去られた概念であると表明するところもあり、また、ペイオフの基本的理解が不十分だったりするところもあり、ペイオフ規定を持たず、またペイオフに対する意識が極めて希薄である団体が多数存在する実態に鑑み、適正手続きの観点から、少なくとも明文の内部規定が必要である。</p> <p>よって、出資等法人がペイオフ金額を超えて預金運用を行う場合、ペイオフ規定を策定しておらず、有効なペイオフ対策を講じていない場合は、県は当該団体に対して、有効なペイオフ対策がなされるよう、ペイオフ対策規定の策定を指導すべきである。</p>	<p>外郭団体に対し、ペイオフ対策及び有価証券等の適切な運用のための規程が整備されるよう、必要な項目を提示した。</p> <p>また、適切な資金運用が行われるよう研修会の開催を予定している。</p>
<p>2 出資等法人の有価証券運用に関する県の監督について〈意見〉</p> <p>県は、出資等法人の有価証券運用については、関係団体を独立運営させるとの県の基本方針のもと、当該団体の独立性・自主性を尊重し、抽象的に「安全な運用」との制限は課すものの、具体的なリスク許容範囲については当該団体の自主判断に任せ、その明文化である「運用規定」の策定については特に指導していなかった。</p> <p>また、出資等法人が保有する金融商品は、多様化・複雑化しており、個々のリスクの評価を行うことは非常に難しく、更に、当該団体のリスクの許容範囲は、当該団体の管理能力と財務体質から相対的に決せられるべきであるから、県がその運用の可否自体を指導することは困難である。</p> <p>しかし、下記で述べるとおり、出資等法人では、昨今の低金利下で高収益を上げようと、超長期国債、劣後債、ユーロ円建仕組債等、ハイリスク型の運用を伸ばしているところもある。更に、運用の管理においても、未経験者が兼務の状況で運用を行っているところも多く、</p>	<p>外郭団体に対し、ペイオフ対策及び有価証券等の適切な運用のための規程が整備されるよう、必要な項目を提示した。</p> <p>リスク管理など具体的な内容については、団体の自主的かつ健全な運営を図る観点から、元本保証など資金の安全性を確保した上で、それぞれの団体において検討されるべきものと考えているが、その運用規程が県の示した項目に沿ったものとなるよう、研修会の開催や団体の経営評価等を通じて必要な助言を行っていく。</p>

金融市場で急激な変化が発生した場合、適切な対応がとれるか疑問がある。

よって、県は、出資等法人の有価証券運用について、まず適正手続きの観点から、適切な運用規程を自主的に策定するよう指導することが望ましい。

その運用規程における有価証券運用の内容については、当該団体の管理能力や財務体質から、どのような有価証券、どのような期間、どのような内包リスクまで許容できるかについて規定し、当該団体が過度なリスクをとらないような内容とすることが望ましい。

また、県は出資等法人が策定した運用規程について、その内容が適切なものであるか評価する基準を作るよう検討することが望ましい。

3 下記理由にて、県は、出資等法人の資金の活用を検討することが望ましい。〈意見〉

(1) 出資等法人の寄付は、法的にも制度的にも可能であること

出資・出えん金の県への寄付の検討の勧奨・交渉は、県に法律的な権原・強制力はないが、出資等法人の独自の判断があれば、寄付金等の形態で、県への出資・出えん金相当額の県への寄付の検討の勧奨・交渉が可能である。

現に過去、環境保健公社が出資・出えん金を県への寄付金として返上している実績がある。また、しまね海洋館については、内部留保金の寄付を行った実績がある。

(2) 県は、将来の資金不足に備える必要があること

県は、将来、資金不足となる可能性が高い。

即ち、県への地方交付税交付金は、年4回に分けて交付されるため、一時的に資金不足が生じていたが、近年は、「基金の繰替運用」により対応してきた。

この「基金の繰替運用」は、県が基金として積立している資金を、条例によって一定の要件を定めた上で、短期的に一般会計等に繰替えて利用する制度であり、コスト負担をして外部から資金調達するのではなく、内部の資金を有効に利用する方法であるから、効率的な資金運用だといえ、繰替運用額は約903億円に上っていた（平成25年1月31日現在）。

しかし、基金は、平成25年1月末日時点で993億円に上るが、今後、この基金は減少する。

そうすると、繰替え運用可能額が減少し、県は、外部からの短期借入を行なわざるを得ない状況となる。

4 (1)、(2)、(3)に記載のとおり。

一方、今回対象となった出資等法人22団体は、有価証券と預金を含めて、約578億円の運用をしている。

この資金が利用できたら、県の資金繰りは心配なくなる。

(3) 県の指針に反しないこと

県は、平成12年2月の「外郭団体見直し」において、統廃合を進めると同時に、残存する団体には独立独歩の方針を作成した。

そうすると、県が、一度出資・出捐した資金を事実上回収すると、この指針に反するようにも思える。

しかし、この運用資金の活用は、寄付を促す場合には、余剰資金の範囲内を前提とし、関係法人等を含むキャッシュ・マネジメント体制の導入ないし共同運用機関・特金等を利用した投資システムの導入の場合は、あくまで、団体が自主的に運用の方針を決定するものであり、法人格の財務の独立性を妨げるものではない。

(4) 出資等法人が、低金利下で運用収益を上げようと、管理能力以上のリスクをとっている場合もあること

関係法人のほとんどは、有価証券を満期保有有価証券として扱っており、財務会計上は、有価証券の時価が下がっても、その損失が財務諸表上顕在化せず、経営上の影響は無い。即ち、直利の高い超長期国債やユーロ円建仕組債は、仮に金利が上昇したりインデックスが不利に動いて、債券価格が暴落しても、信用リスクは問題にならないから、強制評価減の対象にもならず、財務諸表上は、その損失が顕在化しないから、安心して買えるという判断がある。

しかし、長期的に不利な債券運用をする結果となれば、将来にツケをまわすことになりかねない。

よって、出資等法人単独に運用を任せていると、将来に禍根を残す運用となる懸念がある。

(5) 出資等法人は、ペイオフ対応に関心が低いこと

出資等法人には、ペイオフの基本的理解が不十分だったり、運用収益確保をするため、ペイオフ対策を非常に脆弱な状況にしている団体がある。

(6) 資産運用の必要性が消滅・減少している場合があること

関係法人等においては、その団体毎に収益構造、資産・負債構造から異なり、資産運用の必要性・有効性が異なり、また、経年変化により、その必要性が消滅していると思われる団体がある。

<p>(7) 出資等法人の管理評価が不明確になっていること</p> <p>出資等法人において、県の一般会計からの支出された出資・出えん金は、「県全体」として見れば、公債費用に見合う「資金調達コスト」が発生しているはずである。</p> <p>しかし、関係法人において出資・出えん金見合いのコストが認識されていないため、たまたま出資・出えん金額が大きく設定された関係法人ほど、運用収入が多額となり、財務状況が一見したところ良いように、即ち、政策のコストが小さいように見え、県から良い評価を受けてしまうという問題がある。</p> <p>したがって、県の出資・出えん金による運用益を切り離さないと、関係法人等の経営評価が適切に行えない。</p>	
<p>4 出資・出えん金の活用方法につき、下記を検討することが望ましい。〈意見〉</p> <p>(1) 寄付の依頼・交渉</p> <p>県は、各関係団体の資産運用状況と財務状況を個別に検討し、寄付の依頼が可能かをチェックし、可能であれば、「寄付」を求めることが望ましい。</p> <p>(2) 出資等法人を含むキャッシュ・マネジメント体制の構築</p> <p>① 概要</p> <p>出資等法人から、直接県への資金の還流が困難の場合、県が、出資等法人の資金需要に合わせて機動的に県債等を発行し、資金を吸収する体制、即ち、出資等法人を含めた島根県グループ全体の「キャッシュ・マネジメント」の構築を、資金活用の一方法として検討し、結果として、県の資金の効率化・高度化・スリム化を推進することが望ましい。</p> <p>これは、関係法人等の法人格は独立性を維持しながら、財務については県で一括管理するという方法である。例えば、民間では、子会社は業務に特化させながら、財務オペレーションや資金繰り業務については、本社の財務部門や金融子会社などに一元化（包括的・連結キャッシュ・マネジメント）を行ない、グループ全体としての効率的経営を実践するような場合である。</p> <p>②～③ 〔略〕</p>	<p>県への寄付については、資金使途の確定の有無や資金運用益の確保の必要性等安定的な運営の確保、県以外の出資者との関係等を点検した結果、いずれの団体も県への寄付が可能と認められる状況ではなかった。</p> <p>出資等法人が県へ現金を一時貸付する場合、ペイオフ対策が不要となる点についてはメリットが認められるものの、出資等法人の運営のためには、一時貸付利子は現在出資等法人が行っている預金利子（大口預金、プライムレート）と同等かそれ以上の利子が必要になる。</p> <p>片や、県が一時借入する場合、可能な限り借入利息を小さくするように借入先や借入条件を選択すべきであり、借入先を出資等法人に特定し求めに応じた利息を払うことはできない。</p> <p>このように、県が出資等法人から一時借入をすることについては、出資等法人と県で利益が相反するため実施</p>

④ 具体的手法としては、下記のとおりである。

(A) 県は、まず、どのタイミングで資金繰りに注意すればよいかを把握し、「一時借入金」の手当、支払の繰延、余剰資金の運用その他キャッシュフローマネジメントに必要な手段を講じ、資金需要に応じた機動的な資金調達準備を行うべきである。

(B) 県は、資金繰り（キャッシュ・マネジメント）と、出資等法人の資金運用の県の資金調達の満期日をマッチングさせつつ、出資等法人に、機動的に有価証券を発行する。

この点、県は、中・長期にわたる安定的な民間資金確保、市場原理に基づく資金調達のため、平成18年度から、公募債による資金調達を開始し、5年債、10年債を発行している。

しかし、公募債は、適時に発行できず、期限も制約的である。そこで、随時発行で期間を自由に設定できる私募プログラム等も並行して活用する。

(3) 出資等法人による共同運用体制構築の斡旋導入

① 概要

出資等法人から、直接県への資金の還流が困難の場合、かつ、県が、出資等法人の資金需要に合わせて機動的に県債等を発行したりする機能を持つことが技術上困難な場合、県が中核となって、出資等法人が共同で、運用代理人等に対し、県債を中心に運用する金銭信託を行うとの体制構築の斡旋を行うことが望ましい。

これは、県と出資等法人グループ全体の「キャッシュ・マネジメント」の「外注化」である。

② 具体的手法

まず、出資等法人が共同して、信託銀行等に金銭を信託し、運用機関（アセットマネジメント会社等）に対して資金運用を依頼するものである。その際、運用機関に対しては、県の資金ニーズと出資等法人の運用ニーズを最大限マッチングさせ、首位的には島根県債での運用を行い、補完的に他の商品で運用することとの契約をする。

一番単純には、共同運用機関に対して、例えば、「県の発行する有価証券等」、即ち島根県債を中心に運用するという条件を付した上で、特金を設定してもらい、出資等法人に、運用先を当該特金に集中

は困難と考えられる。

出資等法人による島根県債の機動的な引き受けについては、島根県債は市場に流通する金融商品の一つに過ぎず、出資等法人が敢えて島根県債を購入することによるメリットはない。また、県も市場公募債の発行などにより市場から資金調達を行っており、島根県債を出資等法人に引き受けさせるメリットはない。

以上のことから、一時借入や県債引き受けなどによるキャッシュマネジメント体制を構築することは考えていない。

島根県債を中心とした運用であれば、出資等法人が自らの判断により実施可能である。運用を共同運用機構に外注した場合には、運用益に比較してコストのウェイトが大きくなるため、共同運用によるメリットは少ないと考えている。

また、出資等法人の資金運用については、リスクの認識及び評価をした上で行うよう各団体に周知したところであり、外部委託を要するような団体の運用管理能力を超えた運用は必要とされていない。

以上のことから、県として共同運用体制構築の斡旋を行うことは考えていない。

<p>してもらおうという方法である。</p> <p>③ 評価</p> <p>このスキームは、キャッシュ・マネジメントの外注化であり、費用面で委託費の発生等のコストがかかるが、いわゆる運用のプロに運用を委託するものであり、金融市場の複雑化・多様化への対応・リスク回避と出資等法人の運用管理能力の限界を考えると、有効な選択肢と評価しうる。</p>	
<p>II. 指定管理者制度について</p> <p>1 各施設における指定管理者選定手続等の共通事項の標準的な規定を整備・公開すること〈指摘事項〉</p> <p>指定管理者の指定手続等について、県では、通則的な条例・規則等が制定されておらず、制度の運用全般及び詳細については「ガイドライン」によっている。</p> <p>しかし、ガイドラインは、所管課はじめ県の内部で制度を適正に運用するための技術的なものである。</p> <p>また、従来、公の施設の管理委託は、適正な管理水準を維持するとの観点から、管理委託者が限定されていた。</p> <p>よって、適正な管理水準を維持すると同時に、広く適格者を募るため、選定手続きの公開性・透明性の確保が必要である。</p> <p>そこで、指定管理者の指定手続等について、募集方法、応募資格、募集要項に示すべき事項、募集時に公表すべき資料、指定の申請に関する事項、選定委員会に関する事項（設置、委員の構成等）、選定基準、選定結果の通知・公表等、各施設における指定管理者選定手続等の共通事項の標準的な規定を整備・公開すべきである。</p>	<p>平成27年度に予定している次期指定管理者一斉更新に向けたガイドライン見直しの中で、実態を踏まえ、他県の状況も参考にしながら、指摘事項について、検討を行う。（新ガイドライン年度内策定予定）</p>
<p>2 公募期間を伸長すること〈指摘事項〉</p> <p>ガイドラインによると、公募期間は最低限40日間は確保するとされているが、指定管理者の受託は、人員的にも設備的にも大きな投資が必要であるから、事前に十分な情報を得て、経営や事業計画を検討する必要があり、十分な熟慮期間を与えなければ、応募者が限定されていくことは避けられない。</p> <p>よって、広く一般民間事業者等の参加を求めるため、最低でも2か月程度の期間は設けるべきである。</p>	<p>平成27年度に予定している次期指定管理者一斉更新に向けたガイドライン見直しの中で、実態を踏まえ、他県の状況も参考にしながら、検討を行う。（新ガイドライン年度内策定予定）</p>
<p>3 選定基準等の公表時期を公募と同じにすること〈指摘事項〉</p> <p>ガイドラインによると、指定管理者の選定基準等の検討・公表は、公募期間半ばまでの対応が必要（公表に合わせて選定基準等を公表するのが望ましい）とされてい</p>	<p>平成27年度に予定している次期指定管理者一斉更新に向けたガイドライン見直しの中で、実態を踏まえ、他県</p>

<p>る。</p> <p>しかし、選定基準は、民間企業等が応募するか否かを決定する最大の考慮要素であるから、広く一般民間事業者等の参加を求めるためには、明確な選定基準を、時間的な余裕をもって提示することが必要である。</p> <p>よって、選定基準等は、公募と同時に公表するよう規定すべきである。</p>	<p>の状況も参考にしながら、検討を行う。（新ガイドライン年度内策定予定）</p>
<p>4 外部委員の選定基準を公表すること、選定委員会で外部委員比率を高めること〈意見〉</p> <p>ガイドラインによると、指定管理者を選定する委員会は、外部委員を含めた構成とするとされている。</p> <p>しかし、外部委員の適格性については、何らの基準もなく、人選は所管課に任せられており、利害関係人の参画を排除する制度的な担保がない。また、外部委員の人数についても具体的な規定が無い。</p> <p>よって、公平な審査・選定を担保するため、外部委員の適格性の基準を明確にし、選定委員会では、少なくとも外部委員を過半数とすべきことが望まれる。</p>	<p>平成27年度に予定している次期指定管理者一斉更新に向けたガイドライン見直しの中で、実態を踏まえ、他県の状況も参考にしながら、検討を行う。（新ガイドライン年度内策定予定）</p>
<p>5 協定書等に、労働法令遵守や雇用・労働条件への配慮規定を記載すること〈意見〉</p> <p>指定管理者が労働法令を遵守するのは当然であり、また、適正な管理運営の確保・サービスの向上には、適切な労働条件の保持が必要である。</p> <p>平成22年の総務省通知でも、指定管理者の選定にあたって、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意すべきとされている。</p> <p>そこで、指定管理者の選定時に、これらについて選定基準等で示すとともに、協定書に関係法令を列挙して記載し、また、指定管理業務の評価項目に取り入れるなどして、県においてチェックすることが望まれる。</p>	<p>平成27年度に予定している次期指定管理者一斉更新に向けたガイドライン見直しの中で、実態を踏まえ、他県の状況も参考にしながら、検討を行う。（新ガイドライン年度内策定予定）</p>
<p>6 指定管理料の積算の考え方を共有できる手法の構築を検討すること〈意見〉</p> <p>県では、指定管理期間にかかる指定管理料の総額について、包括的に、債務負担行為を設定している。</p> <p>そうすると、指定管理者にとっては、指定管理の全期間にわたり予算措置の裏付けがあると言え、安心して事業を継続することができる。更に、指定管理者がコストの削減努力を行って利益を計上した場合も、翌年度の指定管理料は不変であるから、削減努力を継続するモチベーションが維持できる。</p> <p>また、議会や県民にとっても、指定管理契約に表示さ</p>	<p>平成27年度に予定している次期指定管理者一斉更新に向けたガイドライン見直しの中で、実態を踏まえ、他県の状況も参考にしながら、検討を行う。（新ガイドライン年度内策定予定）</p>

<p>れた債務金額の総額が、県の負担する債務額として付議されることで、県の予算上、次年度以降の負担も含めて判断されることになり、県の財政について正確な情報を得られる。</p> <p>よって、指定管理期間中、管理料を変更しないことには合理的な理由がある。</p> <p>しかし、長期間において、指定管理料を固定することになるから、その正確性が重要である。</p> <p>特に、費用については予測可能性が高いが、利用料金収入については、流行、競争相手の出現等多様な外部環境の評価が必要であり、県の所管課だけでなく、現場の意見も取り込んで見込額を算出すべきである。</p> <p>よって、県と指定管理者の相互理解を深め、信頼関係をさらに構築するためにも、相互に十分な意見交換をする等、指定管理料の積算の考え方を共有できる手法の構築を検討することが望まれる。</p>	
<p>7 指定管理者選定手続等の規定において、公募にしない場合の例示的な要件・基準を設け、公開すること〈意見〉</p> <p>各施設設置条例及びガイドラインによると、「特別の事情があると認める場合」には、公募によらないことが可能である。</p> <p>しかし、県によると、ガイドラインにおいて、「特別の事情があると認める場合」がどのような場合かについての基準は特に無いため、所管課が、個別具体的に判断しているという説明であった。</p> <p>この点について、指定管理者制度の目的を達成するためには、指定管理者を選定する際に競争性が確保される必要があるから、指定管理者の選定は、公募を原則とすべきであり、公募にしない場合は、その明確な理由が必要である。そして、公募にするか否かの判断過程についても、公開性・透明性の確保が必要である。</p> <p>よって、指定管理者選定手続等の規定において、例示列挙などにより、公募にしない場合の要件・基準を設け、公開すべきである。</p> <p>県は、ケースバイケースであるから、要件・基準の作成と開示は難しいとする。</p> <p>しかし、指定管理者制度の公開性・透明性確保の重要性にかんがみ、公募にしない場合の例示的な要件・基準を設け、公開することが望ましい。</p>	<p>平成27年度に予定している次期指定管理者一斉更新に向けたガイドライン見直しの中で、実態を踏まえ、他県の状況も参考にしながら、検討を行う。（新ガイドライン年度内策定予定）</p>
<p>Ⅲ．各団体に対する指摘事項及び意見</p> <p>【1】財団法人くにびきメッセ（所管課：商工政策課）</p>	

<p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>当団体は、運用についての有価証券運用規定を明文で作成しているが、最近の有価証券市場は、超長期国債、劣後債、仕組債等が出現し、その進化は著しい一方、有価証券運用担当者は兼任でもあり、投資経験も無いとのことであるから、多様化・複雑化するリスクに対応したものに、適宜、網羅・厳密化することが望ましい。</p> <p>また、超長期国債が3.7億円あり、満期保有目的有価証券として保有（損失は財務会計上顕出しない）しているので、損益上に時価変動が反映されることは無いと思われるが、長期金利が大きく上昇すると、時価が大きく崩れ、途中換金ができなくなるので念のため、管理会計上、時価の把握することも視野に入れることが望まれる。</p> <p>(2) 預金運用について</p> <p>〈指摘事項〉</p> <p>まず、当団体は、ペイオフ対策規定も無く、ペイオフの具体的な対策もしていない一方、特定の銀行に1.8億円の定期預金をしていることから、ペイオフ規定の策定及び具体的な対策が必要である。</p> <p>(3) その他の事項について</p> <p>〈意見〉</p> <p>メッセは、活発な誘致活動により、国内外からの高い評価を受け、独自の誘致活動も行う方針である。</p> <p>この当団体の積極的な事業姿勢は、県の発展に貢献するものとして、評価に値すると考えるので、資産の95%に上る金融資産を積極活用し、より戦略的事业に投ずることも検討して欲しい。</p>	<p>有価証券運用規定については、今後検討していきたい。</p> <p>なお、保有している有価証券は、現状においては売買目的の有価証券とみなされており、期末日の市場価格等に基づき時価評価を行っている。</p> <p>ペイオフ規定の策定及び具体的な対策については、県内の他の金融機関への預金も含めて今後検討したい。</p> <p>当財団は、平成25年4月1日より一般財団に移行し、公益目的支出計画に従い事業を行っていく中で、定款で定める目的を達成するため、積極的な事業活動を実施することとしている。</p>
<p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について</p> <p>〈意見〉</p> <p>資産の95%に上る金融資産について、県への寄付の検討を勧奨・交渉することが望ましい。</p> <p>もともと、上記について、下記を留保する。</p> <p>(A) 余剰資金金額について</p> <p>確かに、当団体は、金融資産比率は高く、使用目的が特定されていない資金が存在し、当団体全体の利益に対する運用益依存度は6.1%と低い。</p> <p>この点、余剰資金の金額の算定について、「使用</p>	<p>当財団は基本財産の運用益を財源にコンベンションの誘致・支援活動を行い産業振興、地域経済の活性化などに寄与することを目的として、県、松江市及び地元産業界の出捐により設立された財団であり、出捐金は使用目的が特定されている。</p>

目的が特定」されていても、単なる運用収益を生むための資金の場合、余裕資金に算入すべきか否か等、監査人と団体の間で見解の分かれるところがある。

もっとも、この差異については、資産の使用目的の特定「度合い」とその内容による切り分けの問題であり、余剰資金金額の確定は、県の総合判断に期待する。

なお、当団体の「退職給付引当預金」と「減価償却引当預金」（合計32百万円）については、任意の積み立てではあるが、特定資産であり、余剰資金には算入すべきではないと考える。また、当団体の「特別積立金」（38百万円）も、「修繕目的」として位置づけられており、特定資産として、余剰金に算入すべきでないと考える。

(B) 当団体の事業発展性を阻害しない範囲での交渉の必要性について

当団体に対しては、県の出資・出えんの割合も50%を超え、指定管理者でもあるから、県には、事実上の発言権があると考ええる。

もっとも、当団体は、事業の重要性・積極性があり、独自の運営維持の意向もある。また、事業推進の積極性のある団体から資金を過度に回収するより、現場の専門家に投資を行わせることが、より資金の効用は高いと考える。

よって、単純に余剰資金の認定を行ない、回収をはかるべきではないし、県が回収するとしても、会館の大規模修繕や設備投資等に充当すべきであると考ええる。貴重な金融資産を、本事業の発展のために総合的に活用することが必要だと考える。

(2) その他の事項について

〈意見〉・・・設備投資の準備

県は、公の施設について、機能の維持・向上のため、県予算の中長期見直しの中で大規模修繕などを整理し、メッセの施設設備等についても、「保全計画」に基づき、今後5年間をかけて、毎年度計画的に設備改修・修繕を行っていくと回答している。

もっとも、メッセは、建設後相当期間が経過し、全体の老朽化が進んでいる。また、当団体は、今後、一般財団法人への移行計画において、基本財産を基に新規事業の実施など積極的な事業展開を図っていくこととしている。

また、コンベンション事業自体は支出超過の状態の中で、出捐金の寄附により運用益が減少すると、事業継続が困難になることや、団体の設立経緯から県が寄付を要請することについて、他の出資者と調整することは困難と考えられる。

以上のことを踏まえ、寄付の要請は行わない。

産業交流会館の施設の維持・向上については、平成24年度に策定した保全計画に基づき、毎年度計画的に設備改修・修繕を行っていくとともに、必要に応じて対応していく。

<p>よって、当団体の積極姿勢を鑑み、当事業のソフト・ハード両面での総合的な展開のため、今まで以上に、県の責務として、所有施設の維持・向上に万全な対応・積極的な支援を行うことが望ましい。</p>	
<p>【2】財団法人しまね海洋館（所管課：地域政策課） 団体に対する個別指摘事項 (1) 有価証券運用について 〈意見〉 担当者が交代した場合のこともあり、運用を明文化した方がよいと考える。</p> <p>(2) 預金運用について 〈指摘事項〉 当団体は、特定の銀行に、3億円近い資金を普通預金にしており、ペイオフ対策規定も無く、ペイオフの具体的な対策も何もしていないから、早急に、規定の策定とペイオフ対策をすべきである。</p>	<p>平成25年4月に、「公益財団法人しまね海洋館財産管理運用規程」及び「公益財団法人しまね海洋館資金運用要綱」を策定し、その中で有価証券運用規定についても明文化した。</p> <p>営業に必要な運転資金以外の資金については、新たに定期預金での運用や県債での運用の増額などを検討している。</p> <p>金融機関のディスクロージャー情報を収集、信用リスクについて分析し、リスクがあれば機動的に預金の引き上げができるよう準備している。</p> <p>ペイオフ規定の策定については、検討をしているところ。</p>
<p>【3】公益財団法人しまね国際センター（所管課：文化国際課） 団体に対する個別指摘事項 (1) 有価証券運用について 〈指摘事項〉・・・タイムリーな時価認識 当団体は、会計方針として、時価評価すると同時に、超長期国債、事業債、劣後債を保有している。 当団体は、多くの団体と異なり、有価証券を時価評価している。 そのため、金利上昇等で、金融資産に数億円単位で損失を計上する必要性が出てくる可能性がある。 この点、当団体は、「市場の動向を注視しながら安全、適正かつ効率的に運用する」方針であることを表明している。更に、経験者を専任の有価証券運用担当者として配置し、管理体制は十分としている。 しかし、有価証券市場の変化は早く大きい。一方、当団体は、有価証券の売買等の決裁は理事長決裁とし</p>	<p>次のとおり措置済みである。</p> <p>①債券市場の動向を毎日注視する。</p> <p>②債券市場で大きな値動きがあれば証券会社から連絡がある。</p> <p>③毎月、証券会社から市場の情報とレポートを受ける。</p> <p>④決裁を携帯電話で迅速に行う。</p>

<p>ていることもあり、運用担当者だけでは売買できない。</p> <p>よって、運用体制（フロント業務）の充実に加えて、よりスムーズなリスク対応ができるよう、タイムリーな時価把握ができるようなリスク管理体制（ミドル業務）の整備・迅速な意思決定の担保が必要であると考えます。</p> <p>〈意見〉・・・運用規定の厳密化</p> <p>当団体は、運用規定を持ってはいるが、投資可能な有価証券の範囲として国債・地方債、政府保証債、事業債、劣後債、仕組債とあらゆる種類の有価証券に投資可能な幅広のものであり、他団体と比較しても緩めの制限である。</p> <p>この点について、当団体は、「資金運用計画」により制限をかけているとのことであるが、他の団体と比べてリスクをとっていることから、より高度で厳密なリスク管理のため、運用規定の内容をより厳密化すべきである。</p> <p>(2) 預金運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>当団体は、特定の金融機関（信用金庫）に、1.3億円の預金をおいている。</p> <p>この点について、当団体としては、系統金融機関（信用金庫）は、利回りも比較的高く、また、上部団体の指導もあり比較的安全であるとの理解により、集中させたとのことである。</p> <p>もっとも、当団体とすると、満期到来次第、ペイオフ対策を具体化する方針であるとのこと。</p> <p>については、実効性のある対策を確実に実行されることが望ましい。</p> <p>なお、また、比較的、預金運用金額が大きいことから、ペイオフ対策規定の策定も望まれる。</p>	<p>平成25年7月、資産運用規程の見直しを行った。主な改正点は以下のとおり。</p> <p>①預貯金は円建て預貯金のみとした。</p> <p>②通常運用する債券から外国債券、円建てユーロ債、サムライ債等ははずし、理事会の判断とした。</p> <p>③超長期債の期間は、原則20年までとした。</p> <p>平成25年7月、資産運用規程に次のとおりペイオフ対策を盛り込み、実行している。</p> <p>・預金については、銀行の格付けに注視するとともにディスクロージャー誌などで経営状況を把握し、適切に管理する。</p> <p>また、大口定期預金（1年）は、満期後、短期国債、公社債投信などに切替える。</p>
<p>【4】公益財団法人しまね自然と環境財団（所管課：自然環境課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>担当者が交代した場合のこともあり、運用を明文化した方がよいと考える。</p> <p>(2) 預金運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>担当者が交代した場合のこともあり、ペイオフ規定</p>	<p>県の方針に沿って規定を整備する。</p> <p>既にペイオフ対策は行っているが、</p>

<p>を作成したほうがよいと考える。</p> <p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について 〈意見〉</p> <p>当団体の運用資金は2億円あまりと小さく安全重視で運用されていること、自然を相手とする研究型・設備型の施設運営でもあり、不意の支出も予想されるので、慎重に検討したうえで、交渉すべきである。</p>	<p>県の方針に沿って規定を整備する。</p> <p>県からの出捐金は基本財産に位置づけられ、運用益が団体の運営費に充てられている。</p> <p>また、経常収支はマイナスであり、仮に運用益がなくなった場合、赤字は更に拡大することとなる。</p> <p>以上のことを踏まえ、寄附の要請は行わない。</p>
<p>【5】公益財団法人しまね文化振興財団（所管課：文化国際課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について 〈指摘事項〉</p> <p>(A) 運用規定策定について</p> <p>運用資産の総合利回りは0.7%程度と、利回りの的にはミドルリスクミドルリターンの数字であり、仕組債を除けば、穏当な運用である。</p> <p>しかし、規定上、仕組債まで購入可としているのであるから、それに内包するリスク等について、詳細な運用規定を策定すべきである。</p> <p>(B) 仕組債の管理について</p> <p>ユーロ円建仕組債2口は、いずれもオーストラリアドル為替にリンクしたものであるが、当団体には、オーストラリアドル為替をヘッジするような業務は無い。</p> <p>また、当団体には、オーストラリアドルの為替動向を組織的に観察する体制も備わっておらず、リス</p>	<p>平成18年度から金融機関で長年の実務経験を積んだ者を職員として配置するとともに、資金運用については、平成24年10月1日の公益財団法人認定を受け、財務状況をより明確にするため「会計処理規程」を改定し、資金運用状況を理事会に報告することを定めたところである。</p> <p>今回の指摘を受け、新たに「資金運用要綱」を制定し、仕組債など比較的大きなリスクを内包する債券の運用については、理事会の承認事項とした。</p> <p>また、リスクの低い資金運用に当たっても、実務担当者及び運用管理責任者を明確にし、リスク回避のチェックができる体制とし、細部にわたってさらに資金運用体制を強化した。</p> <p>全ての「仕組債」（150,000千円）は、監査以降に、繰り上げ償還条項により満期を繰り上げて全額が償還され、現在は残高がない。</p>

<p>クを機動的にコントロールするまでは難しいと思われる。</p> <p>よって、当団体は、最低限の対応として、既収の利益と将来のリスク等を比較計算し、為替がいくら変動したらどうするか等の対応方針を事前策定しておくことが必要である。</p> <p>(C) 時価管理について</p> <p>保有有価証券は、満期保有有価証券であり、時価の損益は計上しない。また、公益認定を受けた後、特定資産の運用も含めてすべて、満期保有有価証券とする方針である。</p> <p>しかし、ユーロ円建仕組債も、為替動向次第で、無利息の30年債となる債券であるから、場合によっては、大幅に時価が減価する可能性がある。</p> <p>よって、当団体は、時価を適宜把握することが必要である。</p> <p>(2) 預金運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>指摘事項とはしないが、ペイオフ対策としては、短期国債運用、預金分散等、多少の選択肢があり、また、決済性預金へ振り替えたとしても、失う利息金額は非常に小額である。</p> <p>また、いくら経営が安定していると言われる山陰合同銀行であっても、資産ポジション上、1兆円規模の長期国債投資を行い長期金利上昇リスクをとっている。そうすると、仮に、保有国債の時価が1割下落した場合（保有金額は不変とする）は、経常利益を大きく上回る損失を計上することになる。金融機関は機動的なリスク管理をしており、損失発生前に、売却等を行うと思われ、経営に波及することは無いと思うものの、金融機関は、潜在的に非常に大きなリスクに日々直面していると言っても過言では無い。そして、当団体の同行の経営に対する信頼の根拠については、特に説明されていない。</p> <p>したがって、当団体が、多額の預金を山陰合同銀行に継続存置する場合には、その運用資金はもともとは県民のお金であり、その安全性を確保する必要は高いことから、当団体は、金融環境の変化を注視し、実証的に、山陰合同銀行の経営評価をすることが望ましいと考える。</p>	<p>25年3月期決算から全ての有価証券について時価を把握し、決算書注記として公表した。今後も決算時に同様に取り扱うことにしている。</p> <p>なお、全ての「仕組債」（150,000千円）は、監査以降に、繰り上げ償還条項により満期を繰り上げて全額が償還され、現在は残高がない。</p> <p>ペイオフ対策として、預け入れができる預金の中に「決済性預金」を「資金運用要綱」に明示し、金融機関の経営状況によっては機動的な預け替え対応ができるようにした。</p> <p>また、ペイオフ対象となる金融機関については、「資金運用要綱」の中に経営状況を具体的に検証する方法を盛り込み、経営の健全性を把握することとした。</p>
<p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について</p>	

<p>〈意見〉</p> <p>当団体は、県の100%出資・出えん先であり、指定管理を含む県からの支出が、収入の6割を超え強力な影響力があると思われる。</p> <p>もっとも、当団体は、正味財産が減少する赤字経営をしており、更に、運用資金のうち、「運用財産積立預金」は、財団が本県の文化振興の中核を担う組織として十分役割を發揮できるよう、県が、事前に支出した準備金的性格の出えん金である。そうすると、他の特定目的の資金を除くと、県への寄付の検討の勧奨・交渉が可能となる資金は、小額となる。そして、それも当団体によると、県からの出捐金は、文化事業を行うための取り崩しを前提とした運用財産であること、また、独自事業の部分についても、県の文化振興を図っていくために赤字覚悟で取り崩しをしているとする。</p> <p>毎年の正味財産の減少額は変動する可能性が大きいですが、平成23年度の赤字は73百万円に上ることから、運用財産積立金の残額は、10年待たずに枯渇することが予想される。</p> <p>よって、県は、当団体と中長期的視点での計画を策定し、県への寄付可能な金額は無いかを慎重に検討の上で、仮にそれがあれば、寄付の勧奨・交渉をすべきである。</p>	<p>運用財産積立預金は、10年程度の長期的視点に立って継続的に文化事業を実施できるよう、取崩を前提として出捐を行ったものであり、使用目的は特定されている。</p> <p>現在、運用財産積立金の残高は、当面の事業計画から見ても過大であるとは言えず、寄付の要請は行わない。</p>
<p>【6】公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金（所管課：林業課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>〈指摘事項〉</p> <p>当団体の有価証券運用総額は、約15億円で、8割りが国債。国債のうち、2/3が長期国債、1/3が短期国債である。残りは地方債である。</p> <p>よって、信用リスクについてはきわめて限定的にしかっていない。また、運用金額のうち最大の400百万円は、金利リスクの大きい20年物の超長期国債で運用されているが、残余の国債は10年のものであり、実際の残存期間もバラけている。</p> <p>よって、金利リスクが過大とは言えず、その運用益は25百万円、運用利回りは1.4%にとどまり、長期債運用により比較的高利回りを出しているといえるが、ミドルリスクミドルターン型の運用であるといえる。</p> <p>もっとも、当団体は、運用として20年までの国債と</p>	<p>県の指導に基づき、詳細な投資管理規程を策定する。</p>

<p>地方債への投資に限ってはいるが、運用規定そのものは策定していない。また、投資は、未経験者の総務担当者が兼務で投資を行なっている。</p> <p>よって、より詳細な投資管理規定の策定が必要であると考ええる。</p> <p>〈意見〉</p> <p>当団体は、会計方針として、満期保有目的有価証券として、時価評価していないこと、また、国債中心の運用であり、信用リスクは小さく、時価が崩れても、洗い替えの必要は乏しいと思える。</p> <p>もっとも、超長期国債の投資が比較的大きい。</p> <p>よって、時価の把握も視野に入れて管理することが望ましい。</p> <p>(2) 預金運用について</p> <p>〈指摘事項〉</p> <p>当団体は、特定の金融機関（信用金庫）に、55百万円の預金をおいている。</p> <p>しかし、当団体は、ペイオフ対策規定は無く、また、ペイオフ対策は、金融機関の財務状況をチェックするにとどまる。</p> <p>よって、早急に、規定の策定とペイオフ対策をすべきである。</p> <p>(3) その他の事項について</p> <p>〈意見〉・・・取り崩し手順の煩雑さについて</p> <p>当団体は、直近2年度において一般正味財産増減に赤字が生じており、特に平成22年度は基本財産の取り崩しを行っている。</p> <p>当団体の定款第5条4項によると、当団体が、基本財産の一部処分および基本財産からの除外を行う際は、理事会および評議員会の承認が必要となっている。</p> <p>しかし、基本財産を取り崩して不足に充当することが予定されている団体なのであるから、煩雑な手順は、法人運営上、非効率である。</p> <p>この点について、そもそも取り崩しが予定されている財産については、基本財産ではなく、具体的な使用計画を作成して特定資産の形で保有し、その使用目的に合致する限りにおいて自由に取り崩しができるようにすべきであると考ええる。</p>	<p>今後、定期的に時価の把握を行い、理事会等に報告する。</p> <p>県の指導に基づき、早急にペイオフ対策の規定を策定するとともに、これに基づく対策を実施する。</p> <p>平成24年4月1日付けで公益財団法人への移行に伴って、基本財産を特定資産に移行した。</p> <p>また、「中期事業計画」（平成24～29年度）に基づき特定資産を取り崩し、事業を実施することとしている。</p> <p>なお、特定資産の管理については、「特定資産管理規程」に基づき資産の維持、取得、処分、運用等を実施している。</p>
<p>【7】島根県漁業信用基金協会（所管課：水産課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p>	

〈指摘事項〉

ハイリスク型運用に対応する規定の厳密化と体制の整備

当団体の有価証券運用総額は、約25億円で、その運用益は48百万円であるから、運用利回りが1.8%と高利回り運用を志向している。

この点、運用内訳をみると、国債より利回りが高い政保債が一番多く、次いで、長期国債を保有する。そして、保有する国債・政保債は、期間10年から20年であるから、金利リスクをとって、運用利回りを上げていると言える。

また、一方で、劣後債を2億円保有しており、信用リスクも、全体の1割の運用でとっていると言える。

よって、ハイリスク型運用に対応する規定の厳密化と体制の整備が必要であると考ええる。

〈意見〉

当団体は、会計処理として、有価証券投資を満期保有目的有価証券とせず、評価損益を資本直入れ法をとっている。そのため、債券の時価変動がバランスシートに実現する。そのため、市場変動により、数億円単位での損益が発生し、含み損ではなく、純資産から増減させられる。

この点、当団体は、時価変動を認識する会計処理を行っていることもあり、開示の点では非常に健全であるといえる。

また、有価証券の時価は、日々変動するので、本来、リアルタイムで把握し、リスク管理を行ない、機動的に売買する必要がある。

この点、当団体によると、有価証券の時価を「毎日」把握できる方策を講じ、また、売買も機動的にできる意思決定構造としているとのこと。

そうであれば、リスク管理の観点からも、健全であるといえる。

もっとも、当団体の運用管理は、未経験者である専務理事が、兼務で行っている。

よって、実際に、有価証券が元本割れとなるような時に、当団体において、機動的な意思判断を行い、有価証券売買を行い、損失の発生を回避できるよう、投資の習熟をはかることが望まれる。

(2) 預金運用について

〈意見〉

預金は全額、JFしまね漁協に、定期預金146百万円

安全性を重視した運用とする旨、規定の厳密化について検討する。

常勤役職員による検討会を定期的に開催し、保有債券の時価評価、格付け、動向等を検証することで、機動的な意思判断を行い、損失が回避できるよう努める。

運用セミナー等を活用した研鑽により、習熟を図りたい。

県の指導に基づき、ペイオフ対策の

<p>を預け入れているが、業務の性質上、預金先をJFしまね漁協の1機関とすること自体は不合理とはいえない。</p> <p>しかしながら、ペイオフ対策規定も無く、また、ペイオフの具体的対策もとっていない。</p> <p>また系統金融機関は、上部金融機関は磐石で、強力な経営指導があるとしても、下部機関の財務体質は問題があるところも多いと思われる。</p> <p>よって、何らかのペイオフ対応は検討した方が安心と考える。</p>	<p>規定を策定する。</p> <p>金融機関1箇所への預金額を減額する等により、リスク管理対策に既に着手している。</p>
<p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について (意見)</p> <p>当団体では、将来の新造船が期待できるとしているが、現在、具体的な設備投資にかかる保証申し込みも無く、予想にしか過ぎない。</p> <p>もっとも、保証の申し込みが無い状態であるとしても、島根の水産業の発展のため、当団体の事業の重要性・必要性は高く、保証の需要が具体化した際には、即応できる状況でなくてはならない。</p> <p>よって、県において、事業の継続を前提に、制度的制約を検証し、類似他機関において当団体業務の代替性があるか、業務委託できるか、再編の可能性があるか、等を主体的に検討し、大所高所に立った視点で、積極的にバックアップすべきと考える。</p> <p>例えば、</p> <p>(A) 他の機関での代替性が無く、当団体の法人格維持の必要がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同規模近隣所在である鳥取の漁業信用基金協会との合併 ・ブロックごとの大合併 ・全国一本化（当団体は、全国一本化の検討を中央に具申している。） <p>(B) 他の機関で代替が可能である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その機関との合併、事業譲渡 <p>等を検討すべきである。</p> <p>上述のとおりであるが、事業の継続を前提に、まずは、当団体が単独で法人格を維持する必要性の有無を検討すべきである。</p> <p>他県漁業信用保証協会との合併、他機関との合併等について、検討すべき旨は提言するが、その方法・優先順位については、県としても主体的な判断に基づ</p>	<p>合併及び事業譲渡の相手については、中小漁業者に対する資金の貸付の債務保証を行うことができる団体に限られるが、相手先がこうした条件を満たせるかなど大きな課題がある。</p> <p>そうした中で、従来から全国規模での漁業信用基金協会間の合併について検討されており、県としては、その動向を注視している。</p>

<p>き、積極的にバックアップすべきである。</p> <p>ここで重要なのは、県資産の効率性の観点から、不効率な資金運用を放置しないことである。</p>	
<p>【8】島根県信用保証協会（所管課：中小企業課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>(A) 規定の明文化</p> <p>当団体によると、運用規定は存在しているが、運用として、10年までの債券としている。</p> <p>当団体の運用額は、非常に大きいことから、もしものときの損失は大きい。</p> <p>よって、規定は、詳細にかつ明文であることが望まれる。</p> <p>(B) タイムリーな時価管理と管理の厳密化</p> <p>当団体の有価証券運用総額は、約197億円と巨額で、その運用益は4.8億円であるから、運用利回りが2.4%と、出資等法人の中でも、高利回り運用を志向している。</p> <p>しかし、期間を10年以下とすることで金利リスクを最小限としつつ、事業債・劣後債の投資金額を付加するとのポートフォリオを構築している。</p> <p>この点、当団体は、有価証券が元本割れになった場合でも、満期保有有価証券であれば、原則として、含み損が財務諸表上は現れない。</p> <p>しかし、事業債や劣後債を90億円保有している。また、その中で、東京電力債も、7億円保有している。</p> <p>仮に、東京電力が法的破綻の懸念が高まり、債券の市場価格が大幅に下落し、強制評価減の対象となった場合、数億円の損失を計上する必要性が発生する可能性があるが、この点について、当団体は、時価についてもタイムリーに把握する体制を構築していると回答している。</p> <p>よって、震災が与えた東京電力への影響は、投資的には不可抗力的であり、東京電力債投資が間違っていたとは到底言えないが、運用金額が大きいことから、今後の管理については一層万全のものとしてほしい。</p> <p>(C) ディスクロージャー</p> <p>金融機関類似の団体ではあるが、市場調達をしているわけではないので、保有有価証券の時価評価に</p>	<p>規程の明文化については、「有価証券運用細則」にて、一定のルール作りを行っているところ。更なる詳細な項目を盛り込むかについては、今後検討する。</p> <p>リスクについては、タイムリーに把握するとともに、最小限に抑える取組みを行っている。</p> <p>今後も、安全性を重視した運用を行っていきたい。</p> <p>ディスクロージャーについては、国の告示に基づき規程を制定し運用を行</p>

<p>についての必要性は大きくないと考える。</p> <p>もともと、運用金額が大きいため、時価損益も大きい。</p> <p>この点、当団体は、開示については、業務報告書が国の通達により、書式が定められているとするが、それに開示が義務付けられていない場合も、県民への開示のため、適宜、開示を検討されることが望ましい。</p> <p>(2) 預金運用について</p> <p>(意見)</p> <p>金額が大きいので、ペイオフ対策規定の策定、ペイオフの具体的対策の検討が望まれる。</p>	<p>っており、個別の銘柄についてまで開示する必要はないと考えているが、今後検討していきたい。</p> <p>自己資本比率が一定以下の金融機関については、預託限度額を1,000万円と規定し運用している。</p> <p>更なるペイオフ対策規程の策定等、今後検討していく。</p>
<p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について</p> <p>(意見)</p> <p>信用保証協会法及び当協会の定款の定めるところにより、清算時における利益清算については、残余財産があれば県に帰属することとなるが、清算時以外の場合、特段の定めは無い。</p> <p>そうすると、通常時において、県等の出資・出えん者への資金の寄付は、予定されていないとは解される。</p> <p>しかし、条文上、通常時に、当団体が県等へ寄付することを禁止するとの条項もあるわけではなく、また、公権的な解釈があるわけでもない。</p> <p>また、県の算定する出資比率は25%程度に過ぎず、県の影響力があるとは言えないともいえる。しかし、出資・出えん金の総額のみに対する県の出資・出えんで計算するとその比率は9割に近い。</p> <p>よって、県への寄付の検討の勧奨・交渉の可否については、県が、自主的な判断を行うことが必要である。</p> <p>また、保証協会は、国の制度上、再保険により、保証による信用リスクは中央の団体に転嫁されており、損失の発生はある程度回避されている。よって、過度の内部蓄積をする必要性はないので、信用機関としての県民へのサービスへのいっそうの拡充を期待する。</p>	<p>県への寄附について</p> <p>基本財産については定款で定める事項であり、定款の変更は国の認可事項である。また、監督官庁である中小企業庁と協議した結果、「基本財産は協会の財務状況が悪化したときのみ取り崩す財産であり、それが充分溜まっているから県へ寄付せよ、という性質のものではない。」との見解を示しており、県として基本財産の寄付の要請は行わない。</p> <p>サービス拡充について</p> <p>信用保証協会と協議を重ね、県内中小企業者に対する更なる支援の拡充を目指す。</p>
<p>【9】公益社団法人島根県水産振興協会（所管課：水産課）</p>	

<p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>〈指摘事項〉</p> <p>当団体の有価証券運用の2/3を、長めの地方債で行っている。</p> <p>残余は、おおむね国債、政保債だが、事業債（東京電力債）がある。償還期間を分散し、資金繰り上の問題は小さくしているが、長期有価証券の運用が多く、金利リスクを大きくとっていると見える。</p> <p>また、当団体は、信用リスクが拡大した東京電力債2億円も保有している。</p> <p>よって、比較的リスクの高い運用といえる。</p> <p>この点、東京電力債は、当団体の報告によると、時価が2割下落しており、元本2億円であるから、含み損金額は40百万円となる。</p> <p>この含み損は、当団体は、会計方針として、満期保有目的有価証券として、時価評価しないとしているので、財務会計上は顕在化しない。</p> <p>しかし、超長期債も保有しており、東電債の時価が簿価の2分の1以下になった場合は強制評価減になると思われる。</p> <p>よって、当団体は、時価を適宜把握することが必要である。</p> <p>(2) 預金運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>当団体は、ペイオフ対策規定が無いので、規定の策定が望まれる。</p> <p>(3) その他の事項について</p> <p>〈意見〉・・・積極投資の必要性</p> <p>当団体は、「水槽や生簀といった設備の更新投資がそのうち出てくるので、それに備えて積み立てをすべき。すでに更新した施設は30百万円かかった。撤去費では5百万円かかった。」と回答しており、だから事業で使う支出を抑えている、ということである。</p> <p>しかし、当団体は水産振興事業を行うことが主たる目的であるはずである。19億円の資金があるのに、小額の百万、千万円単位の施設更新だけを行っているのでは、到底戦略的な投資とは言えない</p> <p>よって、資産の9割以上である余剰資金19億円を、わずかばかりの利息しかつかない国債という紙切れにしておくのではなく、県民の幸福につなげる事業に振り向けるべきことが望まれる。</p>	<p>有価証券については、会計年度末日の時価を証券会社等に確認し、理事会及び総会において報告することとした。</p> <p>なお、平成24年度の時価については、平成25年度第1回理事会及び総会において報告した。</p> <p>県の指導に基づき、ペイオフ対策の規定を策定する。</p> <p>当会の主事業である栽培漁業は非収益事業であり、収入の増加を見込んだ投資は期待できない。しかしながら、“コスト削減のための投資”や“新たな収益事業導入のための投資”の可能性については検討する。</p>
--	--

<p>例えば、当団体は、大規模で最新鋭の設備を集中的に整備する等、他県との競争に勝てる施設整備に資金を振り分けることを検討すべきである。特に、多額の資金があるのであるから、「水産しまね」の振興を現実化できる戦略性を、具体的に発揮すべきである。</p>	
<p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について 〈意見〉</p> <p>当団体の金融資産は、20億円を超える。そのうち大半の19億円が、運用収益稼得以外に特定の使用目的を設定していない余剰資金である。</p> <p>また、当団体の保有する金融資産は19億円と、事業費の9年分を超えており、保有する調査対象となった37団体の中では第9位と高水準である。</p> <p>既に、県からの補助金を11百万円拠出しており、多額の運用資金を拠出しながら、更に赤字補填をするという二重構造になっており、「水産しまね」の振興が実現されるよう積極投資に向け、当団体と協議すべきである。</p>	<p>出捐金の運用益は、県の栽培漁業基本計画に沿った中間育成・放流事業に充当している。</p> <p>現在、収支が均衡している中で、出捐金の寄付により運用益が減少すると、事業の継続が困難となることや、県が寄付を要請することについて他の出資者と調整することは困難と考えられることから寄付の要請は行わない。</p> <p>今後、適切な施設整備や設備更新を通じて保有資金の有効活用を図るよう要請する。</p>
<p>【10】財団法人島根県体育協会（所管課：保健体育課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について 〈指摘事項〉</p> <p>当団体は、中期地方債で運用しており、リスクは極小である。</p> <p>もっとも、運用規定が無いので、早急に作成すべきである。</p> <p>(2) 預金運用について 〈意見〉</p> <p>念のため、ペイオフ対策規定は作成することが望ましい。</p>	<p>運用規定の作成について、現在検討中である。</p> <p>ペイオフ対策規定の作成について、現在検討中である。</p> <p>ペイオフ対策としては、「決済用普通預金」にしている。また、1,000万円以上になる場合は、有価証券運用に切り替える等考えている。</p>
<p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 県への寄付の検討の勧奨・交渉について 〈意見〉</p> <p>当団体は、赤字であるが、運用収益は3百万円にすぎず、仮に運用収益がなくても、経営上の影響は小さい。</p>	<p>県からの出捐金は、基本財産に位置づけられ、運用益が公益事業に充てられている。</p>

<p>もつとも、県からの出資・出えん金額は35百万円で、県の出資・出えん比率は16.36%にすぎず、影響力の行使は難しい。</p> <p>よって、出資者との協議もしつつ、当団体と県への寄付の検討の勧奨・交渉の可能性を捨てないで欲しい。</p>	<p>また、経常収支はマイナスであり、仮に運用益がなくなった場合、赤字は更に拡大することとなる。</p> <p>以上のことを踏まえ、寄附の要請は行わない。</p>
<p>【11】公益社団法人島根県畜産振興協会（所管課：農畜産振興課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>有価証券運用を開始する際は、最新の投資商品に合わせて、詳細な規定を作ることが望ましい。</p> <p>(2) 預金運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>系統金融機関への預金であり、安全性は高いとは思われるが、預金としては多額でもあり、念のため、ペイオフ規定の策定、具体的対策を検討すべきである。</p>	<p>現在、有価証券投資は行っておらず、今後も投資をする可能性は低いですが、今後の県からの指導を参考に、運用規定を策定する。</p> <p>系統金融機関への預金が多額であることから、他団体の取組情勢等も踏まえつつ、今後の県からの指導を参考に、ペイオフ規定を策定する。</p>
<p>【12】島根県土地開発公社（所管課：土木総務課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>投資金額21億円について、国債または地方債だけで運用しており、信用リスクはミニマムである。</p> <p>しかし、低金利下で、利回りを確保するため、長期債を購入しており、1/2が20年債である。そのため、運用資産の総合利回りは1.7%程度と、金利リスクをとったハイリスクハイリターン型の運用になっている。</p> <p>もつとも、満期保有有価証券として、時価評価が健全化しないこともあり、損益には影響しない。</p> <p>よって、当団体の資金計画上、資金のミスマッチが過大にならないか、将来の金利上昇において、不利な運用というツケを将来に残すものでないか、慎重に検討した上で、投資されることが望まれる。</p>	<p>債券運用にあたっては、投資期間の資金需要を考慮して投資額を決定しているため、資金計画上資金のミスマッチによる債券の中途解約を行う事態はほぼ発生しないといえるが、今後も常に資金需要を把握し資金計画にミスマッチが生じないように努めていく。</p> <p>また、常に金利情勢の把握に努め、金利上昇時には不利な運用にならないよう、運用トータルで考え投資を行っていく。</p>
<p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について</p> <p>〈意見〉</p> <p>県からの単年度支出は16億円あり、県からの出資・</p>	<p>土地開発公社の組織運営上必要な管</p>

出えん金額は30百万円、県の出資・出えん比率100%と、県の影響力が強力である。

更に、当団体の経営実態は、借入金110億円、自己資金約24億円、投資先は、土地が約110億円、現預金が約25億円、21億円が期間10年以上の国債、地方債であり、他の3億円が現預金である。

この点について、現預金の保有残高は多いが、長期借入金の返済需要が平成23年度においては100億円以上あり、それを長期借入の借換え54億円、短期借入67億円で賄っていることから、資金繰りが楽とは言えない。

しかし一方で、平成20年度の包括外部監査において、下記の指摘がある。

公社は200億円を超える多額の借入金を負っている一方で、25億円程度の運用資産（国債や地方債、定期預金など）を保有している。

（中略）

公社は現在、自己資金による独自の事業を行っていないということである。公社が今後、独自に事業に取り組む予定がないのであれば、県として、公社の借入金の利払いを利子補給などで負担し続ける一方で、運用資産として25億円もの資金を公社においておくのは果たして得策なのだろうか。

（中略）

県はすでに公社に依頼している事業の借入金に対して債務保証契約を結んでいる。つまり公社の借入金は県の借入と同視できる。とすれば、土地開発公社の100%出資者であり、かつ、実質的に公社の債務の債務者である県の立場としては、公社の持つ運用資産を借入金の返済に充てさせるべきではないだろうか。

ただし、その場合、公社の内部で会計を分け、内部的に運用資産を土地造成事業へ貸付け、その資金によって土地造成事業の借入金を返済するという方法をとった上で、資金の動きを明確にしておく必要はある。

これに対し県は、平成22年2月19日付島根県報において、2つの理由で当時約23億円の現預金については、「当面は現行のまま土地開発公社において運用することが適当である。」との措置等の内容を公表している。その理由とは、下記の通りである。

- ① 運用利回りが借入利率を上回っている、つまり財政的にプラスであるから
- ② 運用益は管理費に充てており、これがなければ新

理部門の経費等については、県からの補助金の交付を受けることなく準備金の運用益を充当しており、なお不足する分については、準備金を取り崩して不足分の補填に充当しているのが実態である。

土地開発公社は、資金運用にあたっては資金需要を把握し資金計画にミスマッチが生じないように努めている。

現在、県としても土地開発公社の資金運用について、長期国債の運用リスクがあることを踏まえて、適切に判断しているが、今後も一層努めていきたい。

<p>たな県の負担が生ずる</p> <p>この点について、平成23年度の損益計算書によると、当該運用益（有価証券利息）は41百万円、販売費及び一般管理費は34百万円であるから、上記の②は、現在も妥当していると言える。</p> <p>また、当団体によると、経理事務執行体制を強化するため、平成25年度には14年ぶりに職員の採用が決定しており、今後の販売費及び一般管理費は40百万円を超えることも想定されるという。</p> <p>そうだとすると、今般の意見とすると、出資・出えんによる資金、準備金の県への寄付の勧奨・交渉することは得策ではないと考え、消極意見とする。</p> <p>なお、①については、確かにその通りではあるが、当団体が、短期の資金調達をして、長期の有価証券に投資をして、金利リスク（価格リスク）を負うことで利益を生み出し、それで赤字を補填しているということを行い換えたに過ぎない。</p> <p>よって、県として、当団体に資金運用させる理由としては、①は不適切と考える。県は、結果として収益があったということだけでなく、そこに隠れた運用リスクについても検討のうえ、判断すべきである。</p>	
<p>【13】 社団法人島根県林業公社（所管課：林業課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>（指摘事項）</p> <p>(A) 運用規定について</p> <p>仕組み債投資を行っていることもあり、その内包リスクについて、許容するリスクを限定する等、詳細な運用規定を策定すべきである。</p> <p>(B) リスク管理</p> <p>運用の4億円のうち、地方債が約1/2で、運用資産の総合利回りは0.8%程度であるから、利回りのには低め、ミドルリスクミドルリターンの数字である。</p> <p>しかし、当団体は、ユーロ円建仕組債を運用資産の1/2近く保有している。そして、当団体には、為替変動の見通しと対応を組織的に機動的に対応できる機能はないと思われる。</p> <p>よって、当団体は、必要最低限の対応として、為替変動にしたがった対応方針の策定とリスク許容限度だけでも事前に決めておく必要がある。</p> <p>(C) 時価管理について</p>	<p>県の指導に基づき、他団体の取り組み状況も考慮しながら運用基準を策定し、リスク管理を強化する。</p> <p>同上</p>

<p>保有有価証券は、満期保有有価証券であり、時価の損益は計上しない。また、公益認定を受けた後、特定資産の運用も含めてすべて、満期保有有価証券とする方針である。</p> <p>しかし、ユーロ円建仕組債も、インデックス次第で、無利息の30年債となる債券であるから、場合によっては、大幅に時価が減価する可能性がある。</p> <p>よって、当団体は、時価を適宜把握することが必要である。</p> <p>(2) 預金運用について (指摘事項)</p> <p>預金運用が8億円近くあり、単一の金融機関に集中していることから、ペイオフ対策規定の策定及びペイオフの具体的な対策をとるべきである。</p> <p>特に、ペイオフ対策と有価証券のリスク分散との混乱があるよう見えるので、基礎的な理解を欠かないようにすべきである。</p> <p>この点、当団体は、資産に大きな森林の含み損を抱えているのであるから、資金運用については、損失が発生しないように細心の注意が必要と思われる。</p> <p>(3) その他の事項について (意見)・・・含み損について</p> <p>過去の包括外部監査においても指摘があるが、県からの借入金(未払利息を含む)360億円がある。</p> <p>一般企業と同様、現状のスキームを離れた、抜本的対策の入った経営改善計画の早期策定が、是非望まれるところである。</p>	<p>金融機関から運用報告書を定期的に取り寄せることにより時価を把握する。</p> <p>県の指導に基づき運用規定を策定する。</p> <p>普通預金については決済性預金へ変更した。定期預金については満期到来時まで運用方針を決定する。</p> <p>今年度策定する林業公社の次期経営計画の検討に際し、県・公社が協議し今後の方針を決定する。</p>
<p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について (指摘事項)</p> <p>含み損処理が先決である。</p> <p>その結果を受け、資金の動向を考えるべきである。</p>	<p>今年度策定する林業公社の次期経営計画の検討に際し、県・公社が協議し今後の方針を決定する。</p>